労務 ROAD

■休業要請支援金(大阪府) ※5月1日時点の情報・変更の可能性有

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」(以下、「支援金」という。)が支給されます。

★支給額

- ・中小企業 100 万円 (大阪府と市町村で 1/2 ずつ負担)
- ・個人事業主 50 万円 (大阪府と市町村で 1/2 ずつ負担) 支援金の支給は1事業者につき 1 度となります。

〈対象要件〉

令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の①から③までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

①大阪府内に主たる事業所を有していること。

中小企業:本社が大阪府内にあること。個人事業主:事業所が大阪府内にあること。

- ②大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。(食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ)
 - <支給対象施設の例>

劇場等(映画館、プラネタリウム)、集会・展示施設(貸会議室、文化会館)、 遊興施設(キャバレー、バー、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウス)、 運動・遊技施設(ボウリング場、ヨガスタジオ、パチンコ店、ゲームセンター)、 文教施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)、大学・学習塾等★、 ホテル又は旅館、商業施設(旅行代理店、エステサロン、スーパー銭湯)★、 食事提供施設(飲食店、料理店、居酒屋)

- ★=床面積等により対象外となる場合あり。 詳細は以下コールセンターへお問い合わせください。
- ③令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。 ※平成31年4月2日以降に開業された場合は開業時期により別途定めあり

〈申請手続き〉

申請期間:令和2年4月27日(月)~ 同年5月31日(日)(当日消印有効)

申請方法:

- ①申請者情報等の受付登録(Web受付)
- ②申請書類の提出(郵送(レターパック)による受付) 宛先 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2 番 5 号 マイドームおおさか内 休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請事務局

〈問合せ先〉

休業要請支援金相談コールセンター

〔電話〕 06-6210-9525 〔FAX〕 06-6210-9504

午前9時から午後7時まで(土日祝日を含む毎日)(5月11日まで) 午前10時から午後5時まで(日曜日を除く) (5月12日以降)

【大阪府「休業要請支援金(府・市町村共同支援金) 募集要項」 より】

VOL.694 (2005—1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 H P: https://k-s-j.net/ 編集担当: 矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人イデア ホームページにて、 随時掲載しておりますので こちらもご確認ください!

新型コロナウィルス感染症の対策のため弊所では先月より テレワークを実施し、原則 お客様への訪問はせず、電話 ・メール・マイコモン等で 対応させて頂いております。

<期間>

令和2年4月8日(水)より 令和2年5月31日(日)まで

関係者の皆様には大変ご迷惑とご不便をお掛けしますが、ご 理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

5月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備 (申告:6/1~7/10)
- ・STOP!熱中症 クール ワークキャンペーン
- ・休業要請支援金支給申請 (5/31まで)